

令和五年五月九日受領  
答弁第五五号

内閣衆質二一一第五五号

令和五年五月九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員原口一博君提出いわゆる一つの中国と台湾有事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出いわゆる一つの中国と台湾有事に関する質問に対する答弁書

一について

台湾に関する我が国政府の立場は、昭和四十七年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明第三項にあるとおり、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」との中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するというものである。

二について

仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、台湾海峡の平和と安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要であり、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが我が国の一貫した立場である。

三について

仮定に基づくお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「台湾有事」及び「日本有事」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、いか

なる事態が武力攻撃事態、存立危機事態又は重要影響事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。